

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する論点整理（案）

1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現

(1) 支援に繋がっていない困窮者の存在

(自立相談支援のあり方)

- 施行後2年以上が経過し、新たに相談につながった約45万人のうち多くの人に支援の効果が現れてきている一方で、まだ適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいると考えられ、今後、適切に自立相談支援につなげていくことが必要である。
- 自立相談支援機関への相談については、日々の生活に追われ、また自尊感情の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、支援を必要とする人が相談に来るのを待つのではなく、支援を必要とする人に「届く」ようにすることも重要である（アウトリーチの視点）。
- 施行以来、各自治体では、利用者目線にたったわかりやすいパンフレットの作成、生活が困窮している人が目に触れやすい場所への広報媒体の設置などの広報に力を入れてきたが、支援を必要とする人の中には、地域や社会から孤立していて自分から情報にアクセスすることが難しい人、ひきこもりの状態にあたり、過去の経験などから行政機関へ相談することに心理的な抵抗感がある人もいることを踏まえた上で、支援を必要とする人に対して支援を行える取組を検討していくことが重要である。

(関係機関との連携)

- そうした支援を必要とする人に対する支援を行うためには、支援実施機関の主導による把握だけではなく、関係機関からその把握する生活困窮の端緒となる事象を抱える人を確実につなげていくことが必要である。
- 実際に、自立相談支援機関につながった実績がある庁内関係者が多い自治体ほど、新規相談件数が多くなっている状況も踏まえれば、関係機関からの連携を強化することにより、多くの自立相談支援機関に結びつくものと考えられる。
- 高齢者に対する包括的な支援の拠点である地域包括支援センター等その他の相談機関もあることから、適切な役割分担をしつつ、連携・協力を行っていくことが重要との意見

があった。

(地域との連携)

- 生活困窮者の自立支援に当たっては、地域に互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくりをすることが必要である。
- 現在進められている地域共生社会の実現に向けた取組の中では、世帯の中で課題が複合化、複雑化していたり、制度の狭間にあたり、支援を必要とする人が自ら相談に行くことができず孤立を深めていたりするなど、表に出にくい大変な状況にある人や世帯に、民生委員や自治会なども含めた地域の様々な活動の中で気づき、適切な相談体制につなげ、支援を必要としていた人自身が「支えられる」だけでなく「支える」側に回るような、地域力を強化するための取組が進められている。
- こうした体制整備については、平成29年通常国会で改正された社会福祉法においても規定され、全国の自治体で取組が始められている。
- こうした地域力強化の取組が進むことで、地域で把握している課題を抱える世帯が自立相談支援機関につながっていくことが期待される。自立相談支援機関が、こうした地域から浮かび上がってくる課題をしっかりと受け止め、多機関が協働して解決につなげていく体制をつくる中核の役割を果たすことが期待されている。

<関係機関や地域との連携強化>

- 生活困窮者の存在に気づいた関係行政窓口等（税、国保、介護保険、公営住宅、学校、生活保護等）や、様々な福祉関係の相談機関、地域における活動（居場所・拠点づくり、分野を問わない「丸ごと」相談など）から自立相談支援機関への利用につながるよう、必要な場合に、それらの関係機関から自立相談支援機関の利用を勧めることを促進するなど、関係機関間の連携を促進することとしてはどうか。

(情報共有の仕組み)

- 自立相談支援事業においては、相談時に関係機関との情報共有について包括的な同意を採りつつ、個々の情報共有の際には、その都度本人の同意を得ながら支援を行うことが一般的である。

- しかしながら、本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース、自立相談支援機関に相談にはきていないが他の様々な部局・機関に相談にきているケース、同一世帯の様々な人が様々な部局・機関に世帯全体として共有されていないケースなど、本人の同意がないケースであったとしても、情報の共有が必要となるケースが存在する。
- そうしたケースには、世帯としての状況を把握してはじめて困窮の程度が理解できるケースがあり、そうしたケースについて関係機関間で情報共有を行うことにより、緊急度が高いケースであることを踏まえた相談を行うことが可能となる。
- このため、関係機関間で把握している生活困窮者に関する情報の共有を円滑にし、生活困窮者の早期、適切な対応を可能にする必要がある。
- また、本人の同意なく得られた個人情報については、関係機関間で困窮の程度を共有するため使用することを考えているものであり、本人との関係では同意なく得られた情報であることを十分に認識した上で支援を行うことが重要である。

＜自立相談支援事業の情報共有の仕組み＞

- **例えば、「支援調整会議」の仕組みを活用し、構成員の守秘義務を設けることで、関係機関間で把握している生活困窮に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合も含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けることとしてはどうか。**

(断らない相談支援)

- 新規相談者の抱える課題は、経済的困窮を始めとして、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人が半数を超えている。
- 法に定める生活困窮者に該当するかどうかは、一見してわかるという性質のものではなく、相談・アセスメントを通じて見極めることになるが、実態としても、新規相談時点で「経済的困窮」に該当する人は約5割となっている。
- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断ら

ない]支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。

- その際、社会的孤立の状態にあるために、失業や病気、家族の変化等何らかの生活に影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険性をはらんでいる状態にある人や高齢期になって生活困窮に陥ることが懸念される人についても、早期的・予防的な対応を行うことが重要であることを認識する必要がある。
- また、生活困窮者自立支援は、これまでの縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、①生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、本人の意欲や想いに寄り添って支援すること（生活困窮者の自立と尊厳の確保）、②生活困窮者自立支援を通じて地域づくりにつなげていくことといった観点が重要である。

＜「断らない」相談支援の実現＞

- こうした生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する視点について、様々な機関、関係者との連携のもとで展開される制度であることを踏まえ、多様な関係者の中で共有を一層図るためにできることは何か。

(自立相談支援事業の体制)

- 支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員配置をみると、おおむね、全自治体と比較して配置数が多くなっている現状がある。
- そのような中、自立相談支援事業の人員については、人口規模ごとに補助基準単価が定められているが、自治体によってはその配置に差が出てきている。

＜自立相談支援事業の体制＞

- 自立相談支援事業を行うために適切な人員配置のあり方をどう考えるか。

(2) 就労支援や家計相談支援のあり方

(就労準備支援事業の全国での実施について)

- 就労準備支援事業の対象となるのは、引きこもりや長期間就労することができていないなど、直ちに一般就労することが難しい人であり、規模の小さい自治体でもそのような人は存在する。また、直ちに一般就労することが難しい人への支援は、地域共生社会の実現の観点から、支えられる側が支える側に回れるようになるための支援としても意義がある。
- こうした支援は全国どの地域でも提供されるべきであるとの観点から、就労準備支援事業を必須化すべきという意見が多かった一方で、地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。
- 就労準備支援事業のあり方としては、ガイドラインで示されている「定員15人以上」の要件を緩和するとともに、例えば、日常生活自立、社会生活自立、就労自立それぞれの目的に応じた多様な支援メニューを全て用意するのではなく、就労体験の中での一括実施、障害福祉サービス事業所とのタイアップによる実施、被保護者就労準備支援事業との一体的実施、都道府県が主導し都道府県内の自治体での同一の事業者での実施といった工夫も検討され得る。
- また、就労準備支援事業について、円滑な事業の実施の観点から、既に効果的な手法により取組を行っている地域の事例を収集し、全国で共有することも考えられる。
- さらに、生活困窮者に対する就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業を一体的に実施している地方自治体が57%を占めていることを踏まえ、こうした一体化の更なる推進を検討する必要がある。

(家計相談支援事業の全国での実施について)

- 家計の状況が把握できない人や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい人は、規模の小さい自治体も含めてどの自治体にも存在する。
- 家計相談支援は、こうした人たちに対し、家計に関する課題のより踏み込んだ相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、将来の見通しの中で自ら家計管理できるようになるといった専門性を有するものであり、家計に関する一般的なアドバイスや各種給付の利用調整、多重債務解消のための手続きの支援を中心とした自立相談支援で行うことができている家計面の支援とは専門性やアプローチが異なるものである。

- もとより、家計相談支援の機能もソーシャルワークの一環であり、自立相談支援と家計相談支援には連続性があるが、上記のような専門性を伴った支援が真に必要となる場合には、自立相談支援事業の中では行いきにくい状況である。
- 高齢の生活困窮者については、収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点も重要である。
- 子どもがいる生活困窮の世帯については、将来の進学費用等、今後数年の間に予想される出費に備えるため、数年先の収支を見通した上で、現在の家計状況を踏まえた貯蓄等が必要であり、細やかな対応が必要である。
- このような観点から、生活困窮者の個々の状況に応じた総合的な資金計画に係る相談に細やかに対応していくための方策について検討していくことが重要である。
- こうした支援は全国どの地域でも提供されるべきであるとの観点から、家計相談支援事業を必須化すべきという意見が多かった一方で、地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。（就労準備支援事業における課題と同じ課題）
- 家計相談支援事業のあり方としては、自治体の規模、実際に求められる専門的なニーズの質や量に応じ、都道府県内の複数の自治体で効果的・効率的に事業を実施するといった工夫も検討され得る。
- また、就労による自立を目指す生活保護受給者については、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に移行することにより、自立後に、再び生活保護の受給に至ることを防止することや、高校卒業後に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意する際に相談支援を検討することが考えられる。

＜就労準備支援事業及び家計相談支援事業について＞

- **就労準備支援事業及び家計相談支援事業について、全国的に実施する必要性とそのための方策をどう考えるか。**
- **自立相談支援事業と、任意事業である就労準備支援事業や家計相談支援事業を併せて実施する場合に、より効果的・効率的な支援とするにはどのような工夫が必要か。**

(3) 都道府県等の役割

(都道府県の役割)

- 都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されている。
- この責務規定に基づき、自立相談支援事業従事者に対する研修の実施、各自治体の相談員に対する支援、任意事業の実施促進、地域資源のネットワークづくり、自治体における先進的な取組に関する管内への展開支援、就労や居住支援など従来から都道府県で担当してきた分野についての助言などの事業が広域的な見地から行われることが期待されている。
- 特に、都道府県の役割として、管内自治体の従事者に対する研修や人材育成、市域を越えたネットワークづくり、事業の実施に当たっての支援が必要との意見があった。
- こうした広域的な見地からの都道府県事業については、現行でも法律に基づく「その他事業」として、国庫補助の対象とされており、都道府県のイニシアティブによって、実施自治体に対する支援を着実に実施していくことが可能である。
- また、生活保護制度についても、就労支援事業や医療扶助に関する業務など、市町村圏域を超えた人の動きがあるほか、地域資源が不十分な地域などでは、複数の自治体で事業実施することが効率的な場合もある。こうした場合に、都道府県が、事業の広域実施に向けた総合調整や助言等を行うことが効果的・効率的であると考えられる。

<都道府県の役割について>

- **都道府県による管内自治体の広域的な支援を求める意見が強い中で、効果的・効率的に実施するために必要な方策は何か。**

(町村の役割)

- 生活困窮者自立支援法における実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村とされており、福祉事務所を設置していない町村は実施主体としていない。
- 福祉事務所を設置していない町村部に対しては、都道府県が実施主体として行うことと

なるが、そうした町村部では、当該町村内に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、その設置がなされていない町村では、役場が一次的な窓口として対応している自治体が約 7 割に上っている。

- また、福祉事務所を設置していない町村の中で、相談窓口の設置の必要性を感じていない町村が約 5 割強存在しているものの、その必要性を感じている町村は約 1 割強存在している。
- 都道府県別の町村部における支援状況をみると、特に新規相談件数において全国平均を超える都道府県が少ない状況となっている。
- また、困難な事案等に対しては、都道府県の自立相談支援機関が町村へ訪問して対応するなど、都道府県による強力な支援が必要との意見があった。

<町村の役割について>

- **町村は住民に身近な行政機関であり、多くの福祉制度の実施主体であることを踏まえ、町村の実情に応じ、希望する場合は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県につなぐなど、連携して対応することができるようにすることとしてはどうか。**

(社会福祉法人の役割)

- 社会福祉法人については、生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手として支援に参画している。
- また、平成 28 年の改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
- 「地域における公益的な取組」として、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること、②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること、③無料又は低額な料金で提供されることといった観点から行われるものとされ、地域社会への貢献の観点から、創意工夫をこらした多様な取組の推進が期待されている。
- 「地域における公益的な取組」として、生活困窮者自立支援の分野においては、「相

談・現物給付による支援」、「住まい確保のための支援」、「認定就労訓練事業」等が行われている。

- 社会福祉法人については、「地域における公益的な取組」として、生活困窮者分野において、創意工夫をこらした取組を進めるべきである。
- その取組を進めるに当たって、他の福祉制度における事業を同一法人で行っている場合の人員配置基準や、既存の福祉施設の施設・設備の活用等について柔軟な運用がなされるように改善を求める意見があった。

<社会福祉法人の役割について>

- **社会福祉法人が「地域における公益的な取組」として生活困窮者への支援により積極的に取り組むことができるよう、必要な環境整備を行うべきではないか。**

2. 「早期」、「予防」の視点に立った自立支援の強化

(1) 生活困窮者に対する就労準備支援事業等のあり方

(就労準備支援事業の対象者の要件等について)

- 現在でも就労準備支援事業を利用すべき人の多くが本人の意思によって利用していない状況にあり、かつ、自治体によってはマンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。
- 年齢要件については、制度施行後の状況をみると、高齢者でも就労を求めるニーズが高いこと、生涯現役社会の実現の観点から、65歳以降に雇用された人でも雇用保険の適用対象とすることとされたことを踏まえて、施行規則に定める2号要件（これに準ずるとして自治体が認める者）のあり方も含め、検討する必要がある。
- 資産・収入要件については、就労準備支援事業によって必要に応じた予防・早期的対応も可能とする観点から、対象者の範囲に自治体ごとの状況に応じて必要以上に限定しないことが重要であり、施行規則に定める2号要件（これに準ずるとして自治体が認める者）のあり方も含め、検討する必要がある。
- 就労準備支援事業の利用につながらない背景として、交通費負担ができないことが挙げられることから、就労準備支援事業の利用に当たって、交通費の支給ができるようにすべきとの意見があった。現行においては、事業者が送迎車を手配する場合はその費用は経費に含めてよいという扱いにしているが、利用者個人に対する交通費を支給する場合には個別給付に近い形態になることを十分に踏まえつつ支援のあり方を検討する必要がある。
- 就労準備支援事業の1年間という利用期間の制限については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意義があるものの、一方で、少しずつステップアップしていく人もいることを考えると、利用期間の延長を求める意見もある。

<就労準備支援事業について>

- 年齢要件、資産・収入要件のあり方、事業における交通費の支給のあり方、利用期間のあり方について、どう考えるか。

(認定就労訓練事業)

- 認定就労訓練事業については、対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方の場として重要であり、その実施促進のため、認定件数を増やしていくことが必要である。
- その方策として、現行、都道府県等が認定する仕組みに、就労体験先の開拓等により普段から地域資源としての企業等と関わりの深い市等が関わるような形が有効ではないか。
- また、実際に、事業所に通うための交通費や保険の加入に関する費用を事業所が負担している実態や、就労支援担当者を置く余裕がない状況、事業所として支援する経験やノウハウが乏しいことなどを背景に、認定就労訓練事業を実施する事業所に対する経済的インセンティブ支援や、事業者における支援ノウハウの支援を求める声強い。
- さらに、認定に当たっての申請に係る事務負担が大きいため、その改善を求める声がある。
- 社会福祉法人については、職員が、法人内の他の事業と兼務して認定就労訓練事業に従事する場合に、他の事業の配置基準を柔軟に適用できないかとの意見もある。

<認定就労訓練事業について>

- **認定就労訓練事業の認定事業所を増やしていくため、認定手続に市等が関わるような仕組み、経済的インセンティブの活用や事業者に対する支援ノウハウの支援、準備申請手続関係の簡素化等の運用における必要な見直しを行うべきではないか。**

(福祉部門と労働部門との連携)

- 地方自治体による無料職業紹介については、就労体験の事業所で一般就労に移行しようとする場合等において、地方自治体自身が職業紹介を行えるようになることで、就労体験からのスムーズな一般就労移行が可能になることや、地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介を自ら行うことができる。
- 一方で、求人については、内容の適法性や正確性の確保に留意する必要がある。
- 生活保護受給者等就労自立促進事業等、地方自治体とハローワークの連携強化により、就労体験からの一般就労への移行をスムーズに行うことも可能である。

＜福祉部門と労働部門との連携について＞

- 就労体験から一般就労へのスムーズな移行を可能にし、生活困窮者に対する就労支援をより効果的なものとするなどの観点から、福祉部門と労働部門（都道府県労働局、自治体労働関係部局）との更なる連携を図るべきではないか。

(2) 生活保護受給者に対する就労支援のあり方

(生活保護受給者に対する就労支援)

- 生活保護受給者に対する就労支援は、平成27年度においては、被保護者就労準備支援事業、被保護者就労支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業の就労支援関連三事業の対象者33.9万人のうち、12.1万人が当該事業に参加し、5.5万人が同事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている一方、事業への参加率は35.8%、就労・増収率は45.0%に留まっている。
- また、就労支援関連三事業への参加率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には、約50%の差があるほか、事業を通じた就労・増収率をみても、最も高い県と低い県との間には、約35%の差があるが、地域による取組水準の格差を解消するような運用が必要である。

(生活保護脱却者に対する就労自立給付金)

- 平成25年の生活保護法改正で、生活保護の脱却のためのインセンティブ強化、脱却直後の生活の支援等を目的として導入された就労自立給付金については、平成27年度では11,868件の活用実績があり、受給者へのアンケートでは約6割が給付金制度により就労意欲が変わったと回答している。
- また、平成25年8月に、就労インセンティブを強化する観点から勤労控除（基礎控除）の額を増額したが、見直し前後を比較すると就労収入平均月額が増加するなど、一定程度のインセンティブとなっていると考えられる。
- 他方で、就職後すぐに保護廃止となったため仮想積立期間がなかったことなどの理由により、就労自立による保護廃止世帯のうち就労自立給付金の支給を受けなかった世帯が約6割に上るほか、生活保護受給者に対する制度の周知が不十分であるなど、インセンティブを更に発揮する余地があると考えられる。

<生活保護受給者への就労支援の強化>

- 就労支援事業への参加率や就労・増収率等の向上に向けた好事例の収集・分析や、事業の広域的な実施等を推進することとしてはどうか。
- 就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるようにするため、どのような方策が考えられるか。

(3) 高齢期に生じる生活の転機への対応

(高齢者に対する支援のあり方全般)

- 高齢者の生活保護受給者の保護に至った要因をみると、稼働年齢層のうちに生活保護の開始に至る者も少なくなく、また保護に至るきっかけとして失職や住まいの喪失などを経験した者も多い。
- また、高齢者の就労を求めるニーズが高いこと、生涯現役社会の実現の観点から、高齢者に対する就労支援も重要である。

(高齢期に至る前の支援)

- 生活保護受給世帯となるリスクを抱える世帯が生活保護世帯に至らないようにするための役割が生活困窮者自立支援制度には求められており、就労支援や家計相談支援を通じ、生活困窮者について、可能な限り就労収入が得られるようにしておくことや家計管理ができる能力を身につけておくことが重要である。
- 生活保護の「その他の世帯」となりうるリスクを抱える世帯（いわゆる「8050」の世帯等）を含め、中高年のひきこもりの人や長期的に離職している人などについては、特に留意して必要な相談が行われていく必要がある。

(高齢者に対する就労支援)

- 高齢期の自発的な就労ニーズが高いことを踏まえ、高齢期の就労の場の開拓、意欲と能力の活用を積極的に進める必要がある。
- このため、ハローワークにおける取組との連携、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業の更なる推進、シルバー人材センターとの連携など、雇用対策との連携を強化するとともに、併せて、介護保険の生活支援サービスの拡充の展開等と結びつけていくことにより、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労・活躍の場の創出に結びつけていくこともできるのではないかと。

- 就労準備支援事業の年齢要件については、制度施行後の状況をみると、高齢者でも就労を求めるニーズが高いこと、生涯現役社会の実現の観点から、65歳以降に雇用された人でも雇用保険の適用対象とすることとされたことを踏まえて、施行規則に定める2号要件（これに準ずるとして自治体が認める者）のあり方も含め、検討する必要がある。【再掲】

（高齢者に対する居住支援）

- 高齢者を巡る居住については、低家賃の住宅が少なく、入居拒否の傾向がある中で、新たな住宅セーフティネット制度による対応により、①安価な家賃の住宅の確保、②入居支援の強化、③家賃債務保証の円滑化が可能となっており、この新たな住宅セーフティネット制度と実効的に連携していくことが求められる。
- 一方、住居を確保できたとしても、特に高齢者には緊急時の連絡体制の確保など一定の支援が必要となる方も多い。そうした安定的に地域で暮らし続けていくための支援については、社会的に孤立している者に対し、地域におけるつながりを作るような取組を行っている例もある。

（高齢者に対する家計相談支援等）

- 高齢の生活困窮者については、収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要。高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点も重要である。【再掲】
- 成年後見や日常生活自立支援事業の対象となるまでには至らずとも、家計管理ではない金銭管理が必要な者が生じてきており、その対応を行うべきとの意見があった。

＜高齢者への支援のあり方について＞

- 高齢期になって生活困窮に陥ることが懸念される人や、いわゆる「8050」の世帯のように生活保護の「その他の世帯」となりうるリスクのある世帯に対して、生活保護世帯となる前の実効的な取組は可能か。
- 高齢期の生活困窮者に対する就労面の支援は、雇用対策や介護保険制度等との連携によりどのようなことができるか。

(生活福祉資金貸付制度)

- 生活福祉資金貸付制度については、機動的な貸付に対するニーズ及び償還の確保の必要性の両方の課題を満たす視点が必要である。
- 償還の確保を前提としつつ、貸付要件、貸付決定までの期間、手続等について、運用面での改善をしていくことが求められている。
- また、年金担保貸付事業の廃止の中で、日常生活全般に困難を抱える貸付が真に必要な人に限定して生活福祉資金の中で受け止めていくための実現可能性を検討する必要がある。一定の収入があるにも関わらず必要な支出を抑えられないといった課題を抱える生活困窮者については、家計面での相談を細やかに行う必要がある。
- 当座の資金ニーズについては、制度化、財源的な支援等を求める声がある一方、現状、多くの自治体で工夫して実施されていることから、一律の制度で各自治体のニーズに沿った柔軟な対応が確保できるのかという課題がある。

<生活福祉資金貸付制度について>

- **生活福祉資金貸付制度については、償還の確保を前提としつつ、機動的・迅速な貸付が行えるよう、運用面で必要な見直しを行う必要があるのではないか。**
- **廃止の方向性が示されている年金担保貸付事業の受け皿として、家計面での相談も踏まえつつ、生活福祉資金貸付制度で対応する必要があるか。**

(4) 生活保護受給者の健康に関する取組

- 生活保護受給者の約8割以上が何らかの疾病により医療機関を受診しており、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症のいずれかに罹患する者が受診者の約4分の1を占めるなど、医療を必要とする受給者が多い。また、健診受診率は約10%にとどまっており、適切な食事習慣や運動習慣を確立している世帯の割合も一般世帯より低い。このように、生活保護受給者は健康上の課題を抱える者が多いにもかかわらず、健康に向けた諸活動が低調な状況にある。
- また、現役世代については医療保険より医療機関への受診率が高い傾向にあるが、子どもについては医療保険より低い場合もあり、適切な受診の促進が求められる。さらに、経済的な暮らし向きにゆとりがない家庭の子どもは、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されておらず、虫歯や肥満など健康への影響が出ていることが指摘されている。

- 生活保護受給者の健康に関する取り組みを進めるに当たっては、ケースワーカーと主治医や学校との連携や、健康に関するデータの把握が重要であるが、保健医療分野での専門性や人員体制の不足もあり、ケースワーカーにすべてを委ねることは限界がある。

＜生活保護受給者の健康管理の支援＞

- 医療保険におけるデータヘルスを参考に、データに基づく生活保護受給者の健康状態の把握に努めることとしてはどうか。
- 併せて、データに基づき、福祉事務所がかりつけの医師と連携の下、生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進することとしてはどうか。また、健康に関する取組を進めるに当たっては、現場の実情のわかる実務者の意見を聞いてマニュアルを策定した上で、外部の保健医療専門職の活用や社会福祉分野の社会資源の活用も図りながら推進することとしてはどうか。
- こうした現場の取組を支援するため、国においてレセプト等の分析と地方自治体への情報提供を行うこととしてはどうか。
- 受診率が比較的低い生活保護受給世帯の子どもの受診勧奨も含む健康管理支援は重要な課題であり、教育行政・学校とも連携して取組を進めることが重要ではないか。

3. 居住支援の強化

(1) 住まいをめぐる課題

(一時生活支援のあり方)

- ホームレス数が減少傾向にある中、高齢化・路上生活の長期化等の課題もある一方で、ホームレスが確認されない自治体においても、一時生活支援事業の実施が着実に増加している。
- 「広く一定の住居を持たない生活困窮者」は、離職して間もない人から路上生活が長い人まで、様々な状態像の人が含まれている実態があり、多様な生活課題を抱える人も多いとの指摘もある。
- 効果的な自立支援を行うために、アウトリーチによる積極的な働きかけが必要であるとの指摘や、そのための人的な体制整備や人材育成を検討する必要があるとの指摘がある。
- 借上型シェルターを設置する自治体が増加しているが、空いている福祉施設の活用も検討すべきとの指摘があった。
- また、借上型シェルターにおいては、恒常的に利用があることを想定していないことから支援員は配置されていないが、借上型シェルターにおける人員の確保策をどのようにしていくのかを検討する必要があるとの指摘があった。
- 一時生活支援事業は、単に一時的な生活の場を提供する機能だけではなく、サロンの場につなげることにより、相互の関わりを深められるとともに、施設ほどではない支援や見守りの提供が可能となるとの指摘があった。

<一時生活支援事業のあり方について>

- 一時生活支援事業の効果的な推進に当たって、借上型シェルターの効果的な活用方策も含め、どのようなことが必要か。

(居住支援のあり方)

- 「住まい」については、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら、生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確

保が自立の基盤。

- 従来より住宅行政による住宅セーフティネットとして、公営住宅のほか、民間住宅を活用した地域優良賃貸住宅等が供給されてきたが、今般、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正が行われ、住宅セーフティネットの機能の強化が行われた。
- 具体的には、低家賃の住宅が少なく、入居拒否の傾向がある中で、住宅セーフティネットの機能強化により、①安価な家賃の住宅の確保、②入居支援の強化、③家賃債務保証の円滑化が制度的に対応がなされており、この住宅セーフティネット制度と実効的に連携していくことが求められる。特に、社会福祉法人や NPO 等の福祉事業者がサブリースなどにより直接住まいを提供することや、居住支援法人の指定を受けて、入居後の生活支援を行うことなど、住まいを確保しやすい環境を整備する役割を担う意義は大きい。
- こうしたハード面での対応のみならず、ソフト面での対応として、社会的に孤立しているために、特に緊急時の連絡体制の確保など安定的に地域で暮らし続けていくための一定の支援が必要となる。また、家主からみても、そうした支援があることにより安心して住宅を貸すことができる。これに対し、直接的に支援を行うよりむしろ支援を必要とする人同士や、地域住民とのつながりを作り、相互の支え合い（互助）を促す取組を行っている例もある。
- こうした取組の中で、通院や服薬の確認などの見守りや緊急時の連絡体制の確保にもつながり、家主の安心にもつながりうる。
- なお、高齢者については、地域支援事業の中に「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」があり、生活援助員の派遣ができることとなっており、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者が一人暮らしを希望する場合については、平成30年4月から「自立生活援助」という障害福祉サービスを利用し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うことが可能となるなど、より個人の状態を踏まえた個別の支援を受けることが可能。

<居住支援のあり方について>

- **居住支援について、施設ほどではない支援や見守りの提供が求められる中、どのような支援が必要か。**

(2) いわゆる「貧困ビジネス」の存在

(無料低額宿泊所等の現状)

- 無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されている。
- これらの施設では、住居費と生活支援サービスを行うための人件費等の費用を併せて、利用料等として請求されている実態がある。このため、利用料等に対して住宅扶助費や生活扶助費が充当されているが、現行制度上、住宅扶助費は家賃等に当てるものとして実費で給付されているものであり、生活支援サービスの費用に充てることは、生活保護費の適正な利用という観点から適切ではない。
- 生活支援サービス費用に対する支出についても、サービスの質を担保する仕組みがないことから、提供されるサービスに対する対価として適当であるか不透明となっている。
- 他方で、独居が困難な生活困窮者等に対して、一定の日常生活における支援を行いながら地域での生活を可能としている無料低額宿泊所等も存在している。一定の生活支援を受けながら共同生活を行うことが、生活困窮者等の自立促進につながっている事例もあるが、こうした生活支援を制度上評価する仕組みがない。
- 無料低額宿泊所に対する規制は、現在、指針により、一人当たりの面積や構造設備、運営、サービスに関する基準が示されているが、法に基づくものではないため、これを担保する措置が規定されていない。このため、指針に基づく基準を遵守し、生活困窮者等の自立促進に資する良質なサービスを提供する施設も、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も外見上区別できず、玉石混淆となっている。

＜いわゆる「貧困ビジネス」対策＞

- 無料低額宿泊事業については、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、最低基準を設けたり、届出のタイミングを検討するなど、法令上の規制を強化する必要があるのではないか。なお、届出のタイミングについては、営業の自由との関係や無届け施設の取扱いにも留意が必要ではないか。
- 併せて、今回の見直しは、規制と事業支援の両方の視点から検討することが重要であり、単身で生活することが困難と認められる生活保護受給者については、支援サービスの質が担保された無料低額宿泊所等において、必要な日常生活上の支援を受けて生活できるようにしてはどうか。
- また、支援付きの共同居住という新しい枠組の将来像を見据えて検討する必要があるのではないか。

（保護施設の現状）

- 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（医療保護施設を除く。）以下同じ。）は、他法他施策優先の中、最後のセーフティネットとして、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、DV や虐待被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える者を、福祉事務所からの措置委託により受け入れ支援を行っている。
- 保護施設入所者の地域生活移行を更に進めるに当たっては、保護施設と同様に多様なニーズを受け止める社会的資源が不足していることや、退所先の調整や退所後の各種サービス（他法他施策を含む。）の利用調整等に困難を伴う場合が少なくないといった課題がある。
- また、最後のセーフティネットとしての保護施設の性格上、入退所は措置権者である福祉事務所の判断で決定を行う仕組みとなっているが、入所者の援助方針について、福祉事務所と保護施設との間で共有されていない場合があるなど、両者の連携に課題がある。

<保護施設のあり方>

- 様々な障害や生活課題を抱え、居宅生活が困難な生活保護受給者を適切に支援するという役割を担ってきている保護施設の施設体系については、関係者の意見も十分に聴いた上で、更に検討してはどうか。
- 検討に当たっては、入所者の特性に応じたサービス提供機能を強化するため、入所中の者の他法施策の利用や、退所後の利用者への支援機能の強化、福祉事務所の役割の発揮・広域調整のあり方、適切な日常生活支援を行う無料低額宿泊所等の将来的な制度的位置付けとの関係整理などの課題も含めて議論を深めてはどうか。

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

- 子どもの貧困への対応については、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定、平成26年1月に施行され、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現」に向けて関連分野の総合的な取組として対策を推進することとされた。
- また、同法に基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、関係省庁により、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等が総合的に推進されている。

(1) 子どもの学習支援事業のあり方

(子どもの学習支援事業)

- 子どもの学習支援事業については、生活困窮者自立支援法において任意事業に位置づけられているが、その実施状況は、平成27年度は301自治体（33%）、平成28年度は417自治体（46%）、平成29年度は504自治体（56%）と着実に増加してきている。
- 子どもの学習支援事業については、低学力・低学歴が貧困の連鎖を生んでいるという問題意識から、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、地域における学校以外の場において、高校進学・中退防止の支援を行うことを主眼に置きつつ実施されている。
- 実施状況をみると、学習支援を中心にしながらも、実際に居場所の提供や、イベント等を通じた相互の交流や、コミュニケーションを図る取組、家庭訪問、親を対象にした相談などによる生活環境の向上を図る取組を学習支援とともに一体的に行っている自治体も多い。
- 生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、ソーシャルスキル・生活環境の向上といった生活面の課題を抱えていることや、子との関わりが少ないといった親の養育に関する課題のため、居場所の提供や生活習慣・環境及び社会生活の向上、「子どものための世帯支援」としての親への養育支援も求められていることを踏まえれば、こうした学習支援以外の取組も行われることは重要である。また、若年層の自殺防止対策との連携の観点から、学習支援の場等が持つ居場所機能が重要である。

- 子どもの学習支援事業は世帯全体の生活困窮に対する支援の入口にもなりうることから、自立相談支援事業との連携をより明確にしていく必要がある。
- 家庭で机に向かう習慣がないことが低学力につながるおそれがあることや、中学生になると支援につながるまでの関係構築が難しいといった観点から、小学生からの早期支援が必要との指摘もある。
- 近年地域で取組が行われている「子ども食堂」には多様な形態があり、食事の提供という個別給付とも区別がつきにくくなることもあることから、子ども食堂の取組自体を本事業の対象とすることは困難であるが、子どもの学習支援事業の中の特別なイベントの場面の取扱いは柔軟にしてもよいのではないかと意見もある。
- 学習支援のみの問題ではないが、高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの10代の若年層に対する支援が不足しており、学習支援だけでなく自立に向けた相談支援が必要との指摘もある。また、虐待等で家族を頼れない子どもや児童養護施設を退所した若者等にも、生活困窮者自立支援制度等による自立に向けた相談支援が必要との指摘もある。

＜子どもの学習支援事業について＞

- 学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化すべきではないか。また、世帯全体の支援が必要な場合には適切に自立相談支援機関につなげるようにするべきではないか。
- 学習支援を含めた子どもの貧困対策については、関係府省が様々な取組を行っていることから、地域においてそれらの効率的・効果的な活用が図られるよう連携していくことが必要であり、特に、福祉部局と教育委員会との更なる連携が図られることを確保するべきではないか。

(2) 生活保護世帯の子どもの大学等への進学について

- 生活保護を受給する世帯の子どもについては、大学等（夜間大学等を除く。）に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外としているが、生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、33.1%（平成28年4月）となっており、全世帯の進学率73.2%と比較して著しく低い状況にある。
- 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するためには、生活保護

受給世帯であることが進学への阻害要因とならないようにし、大学等への進学を支援していくことが重要である。

- 我が国においては、大学等への進学が既に一般化していると考えられるとして、生活保護制度において大学等への世帯内就学を認めるべきとの意見がある一方で、社会人の学び直しの支援など大学等の役割が議論されている中で、大学等進学後の教育費・生活費は生活保護制度以外の一般施策の課題であるとの意見や、高校卒業後直ちに就労することも肯定的に捉え、多様な選択肢を確保するという観点で考えるべきとの意見、大学等に進学しない子どもや生活保護世帯以外の低所得世帯の子どもとのバランスを考慮する必要があるとの意見がある。
- 世帯分離という現行の取扱いについては、大学等に進学する際、生活保護費（特に住宅扶助費）が一人分減額されることが、子どもの進学意欲を削いでいるとの指摘がある。また、奨学金や学費免除など一般施策において学費等を支援する仕組みがあるものの、生活保護費の中から大学等への進学後の費用を貯蓄することは認められておらず、進学直後に必要となる様々な費用を進学前からあらかじめ用意することが困難であるという生活保護世帯特有の事情もある。

<生活保護世帯の子どもの大学等への進学について>

- **生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援する上で、就労か大学進学か選択するに当たっての生活保護制度特有の事情や、奨学金等の一般施策との関係も踏まえ、どのような施策が必要と考えられるか。**
- **大学等進学時の支援だけでなく、高校在学中における進路等についての様々な相談先の確保や、高校生活のために給付される扶助費の範囲なども含めて総合的に支援することを検討する必要があるのではないか。**

5. 信頼による支え合い

生活保護の適正な制度運営については、平成25年の生活保護法改正により福祉事務所の調査権限等の強化などの適正化を推進してきた。法改正後、不正受給金額は若干減少したが、依然として170億円程度の水準であり、こうした不正受給を放置することは、生活保護制度自体への国民の信頼を損なうことにも繋がりがねない。真に支援が必要な者には確実に保護が行われることを十分に留意することは当然であるが、制度に対する国民の信頼を高めるための適正な制度運用に努めることが重要である。

(1) 生活保護の医療扶助費の適正化

(頻回受診対策)

- 医療扶助における入院外の一か月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移を見ると、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者（受診状況把握対象者）の数も減少してきている。
- 他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は45%程度となっている。対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり、更なる対策が求められている。

<頻回受診対策>

- 頻回受診への更なる対策としては、個々の生活保護受給者の生活面や健康面の実情に応じた対策を行うという視点が重要であり、かかりつけの医師との連携の下、医療機関への指導員の同行などを通じた丁寧な指導や、真に必要な受診の積極的勧奨を行ってはどうか。
- なお、不適切な頻回受診を抑制するため窓口負担を求めるべきという考え方については、子どもを対象外としたり、過度な負担にならないような上限額を設けたりするなどの工夫により実現可能という意見もあったが、最低生活保障との両立が難しくなるという懸念や、真に必要な医療の受診まで抑制され、むしろ長期的には医療費が増えるという懸念から、反対する意見が多数であった。

(薬剤費対策)

- 生活保護受給者の医薬品の使用に関しては、複数の医療機関・薬局より同一の向精神薬の投与を受けている者について、主治医等に確認の上、医療機関と協力して適正受診指導を行っているが、それ以外の薬剤に関しては、福祉事務所の取組に委ねられている。
- また、向精神薬に限らず、処方される薬剤の調剤を行う薬局を一ヶ所とするモデル事業が行われているが、これにより、併用禁忌薬のチェック等を通じた生活保護受給者の健康確保と医療扶助費の適正化が期待される。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、医療扶助における取組としては、平成25年改正において医師等が使用を可能とした場合は後発医薬品の使用を促すことを規定し、平成27年の使用割合(数量ベース)は63.8%（医療全体で56.2%）、平成28年で69.3%となるなど着実に取組が進んできている。
- 他方、都道府県ごとに使用割合に差があると同時に、一部では使用割合の伸びが鈍化してきているとの指摘もある。また、医師等が一般名で処方したにもかかわらず薬局において後発医薬品が調剤されなかった理由として、「患者の意向」の割合が6割以上という調査結果もあるが、制度に対する国民の信頼を確保するため、更なる取組が求められている。

＜薬剤費対策＞

- モデル事業として実施している薬局の一元化については、向精神薬以外の薬剤に係る重複投薬の現状把握やモデル事業の結果を適切に評価した上で、指定医療機関・薬局の所在、交通等の地域ごとの事情にも配慮しつつ推進することとしてはどうか。
- 後発医薬品の使用については、医師又は歯科医師が後発医薬品の使用を可能と認めた場合で、かつ、在庫がなく、すぐに必要な調剤の取寄せができない等の問題がない場合について、その使用を更に促進する方策として、どのような方策が考えられるか。

（長期入院対策）

- また、医療扶助の入院レセプトに占める「精神・行動の障害」の割合は35.5%であり、医療保険の11.1%に比べて高い。さらに、入院一件当たりの日数も、医療保険と比べて長い傾向にある。精神科病院等に長期入院している生活保護受給者が退院

して地域生活を送ることができる環境の整備や、地域で暮らす受給者の社会参加の場の拡充を進めることが、退院の促進等を通じて医療扶助の適正化につながると考えられる。

<長期入院対策>

- 退院の促進等を通じた医療扶助の適正化にも資するよう、保護施設や無料低額宿泊所等を含め、生活支援の体制が整った居住環境の再構築を進めることとしてはどうか。

(2) 生活保護の居住地特例

- 生活保護制度においては、居住地又は現在地を所管する福祉事務所が保護の実施責任を担うこととされているが、保護施設、介護老人福祉施設、障害者支援施設、養護老人ホーム等に入所する生活保護受給者については、保護施設所在地を所管する福祉事務所の負担の軽減の観点から、入所前の居住地を所管する福祉事務所が保護を行うこととされている（居住地特例）。
- 他方、有料老人ホームや軽費老人ホームについては、介護保険法においては入居・入所前の住所地を所管する市町村が保険者となっている一方で、福祉事務所は有料老人ホーム等の所在地の福祉事務所設置自治体となっている。
- 無料低額宿泊所については、これまで、一時的な宿泊施設として位置づけられており、居住地特例の対象とされていないが、事実上入所前の居住地や現在地を所管する福祉事務所が保護の実施機関となるという運用が行われている。

<生活保護の居住地特例>

① 有料老人ホーム等の居住地特例

- 有料老人ホームのうち介護保険の住所地特例の対象となっているものや軽費老人ホームについては、居住地特例の対象としてはどうか。その際、福祉事務所との関わりが薄くならないよう留意する必要があるのではないか。

② 無料低額宿泊所等の居住地特例

- 無料低額宿泊所等については、長期間にわたり居住するケースも多いことから、福祉事務所が、単身で生活することが困難と認められる生活保護受給者の生活支援を依頼する場合は、居住地特例の対象としてはどうか。

(3) 生活保護の返還金の取扱い

- 生活保護制度は、資力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合に保護を行うこととしているが、資産が直ちに現金化できない場合や他制度からの給付を受ける手続に時間を要する場合などに備えて、要保護者が急迫の状況にあるときは、資力等の活用の要件を満たさずとも、保護を開始し、後日収入を得た場合にその分の生活保護費の額を返還させることとしている。
- 平成 25 年改正において、不正受給に係る返還金の確実な徴収を図るため、不正受給の場合の返還金については、事前の本人同意を前提に、生活保護費との調整を行う規定を設けるとともに、税の滞納処分の例による処分をできるようにした。
- 他方、資力等がある者に保護を行った場合の返還金については、このような規定を置いていないことから、生活保護費との調整や税の滞納処分の例による処分ができない。このため、生活保護受給者が金融機関への口座振込等を行う手間がかかったり、振り込み忘れ等による返還金の回収の漏れが生じたりするなど、生活保護受給者と福祉事務所の双方に負担が生じている。
- また、資力等がある要保護者が、後日収入を得た場合にはその分の生活保護費を返還することを約束していても、その者が自己破産した場合、生活保護費の返還金債権が破産管財人による偏頗行為（特定の債権者のみに弁済すること等、債権者平等の原則を害する行為）の否認権の行使の対象となり、他の債権に優先して福祉事務所が回収することができない事例が生じている。

＜生活保護の返還金の取扱い＞

- **不正受給以外の返還金についても、本人の同意を前提とし、また、保護受給者の生活に支障が生じないよう配慮した上で、保護費との調整を行うこと等を可能としてはどうか。なお、福祉事務所の算定誤りに係る返還金を、保護費との調整対象とすることについては、慎重に検討すべきではないか。**

(4) 生活困窮者自立支援制度における事業の委託について

- 生活困窮者自立支援法においては、自立相談支援事業や就労準備支援事業等は、その事務の全部又は一部を厚生労働省令に定める者に委託することができることとされている。

- 事業の委託については、委託先の選定にあたっての考え方を示しており、具体的には、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（平成 27 年 3 月 27 日 社援発 0327 第 2 号）」において、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員の配置、法の理念に即した支援を展開できること、職員に対する指導・育成等を行う体制等が必要であるとともに、自治体と委託先事業者と適切に役割分担を行うことが重要としている。
- 事業の委託に関連して、事業の適切な評価等が重要であり、上記通知において、事業の全部を委託した場合にも、実施主体である自治体は、主導的に事業の推進に関わることを求めるとともに、委託先の事業者が、効果的に事業の成果を上げていくためには、自治体と委託先が協働関係を構築し、自治体としての適切なバックアップやガバナンス、事前のモニタリングが不可欠としている。
- そのような中、事業者や自治体等から、事業の委託のあり方について、事業における支援の質の維持と継続性、委託事業における職員の安定的確保の必要性等を考慮した委託事業者への委託のあり方等について検討すべきという声が寄せられている状況である。
- また、事業の質の維持等の観点から事業の内容・経験・実績を中心とした総合的な評価を行うべきであり、価格のみの評価を行うことはその観点から適切ではないとの意見があった。
- 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後 3 年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や継続性の確保や、質の高い支援が行うことができる従事者の育成・確保等が重要である。

＜事業の委託のあり方について＞

- **生活困窮者自立支援法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性の確保等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、その委託に当たっての考え方等を示す必要があるのではないか。**